

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

46期(1992/平成4年)

## 湯島での最後の学生生活



会員 一場 順子 (46期)

わたし達46期は、文京区湯島の研修所で修習の前期後期をすごした最後の修習生だった。修習時代といわれて今でも思い出すのは研修所の右に広がる広い芝生の緑である。この庭で運動をしたり、お昼にお弁当を広げたり、お昼休みに三々五々集まって芝生にすわっておしゃべりをしたことを思い出す。わたしは、40代で司法試験に合格したので、まるで第二の学生時代のように楽しかった。クラスメートの中には勉強にあけくれた受験時代を経て運動不足であるにもかかわらず芝生の庭でサッカーをして、入所してすぐアキレス腱断裂の悲劇にみまわれた者もいた。お茶の水の病院に入院していたので、その日配られたプリントなどを帰りに届けていたら奥さんと間違えられてしまったが、アキレス腱断裂の被害者はほかにも何人かいたように記憶している。

この芝生の庭は三菱創始者岩崎家の庭園であり、研修所に並ぶようにすばらしい洋館があった。あるとき洋館の中を見学できると聞いて中に入ったことがあったが、研修所とは反対側にある玄関の車寄せまで長いスロープが続く豪壮な建物だった。今は重要文化財に指定され、東京都の管理する庭園として一般公開されている。

46期は、基本的には1クラス60名の10クラス、合計約600名だった。研修所の門を入ってしばらく歩き研修所に着くと入口に机がありそこに広げられたクラス毎の出勤簿に毎朝押印してから階段を上り自分のクラスに行く。黒板を前にしたやや広めの教室に60の机を並べ、年齢の様々な老若男女の修習生が講義を受ける様は不思議な光景だったが、様々な人生経験は実務に

マイナスにはならないと思う。前期の最初はなれない長時間の講義が苦痛だったが、クラスメートと仲良くなり、頭も法律実務にあわせて動くようになると講義も楽しいものとなっていった。後期は即日起案に追いまくられた記憶がある。

旅行や運動公園の陸上競技場を借りて行った運動会、馬橋の寮で開かれた寮祭などの様々な企画があって本当に学生時代に戻ったような気がした。クラスの山行の計画をたて、20人近くで尾瀬沼に行ったこともある。教官よりも年上だったし、子どもを3人育てながらの修習生活だったので、クラスメートからは5組の母と呼ばれたのもなつかしい思い出である。修習は、将来裁判官や検察官、弁護士となる修習生が法曹としてひとつになれる貴重な時間であり、裁判所、検察にその一員として参加できるのは実務修習の時しかない。修習のプログラムも、互いに理解しあうというコンセプトに貫かれていたような記憶がある。

ふりかえってみれば修習時代は事実認定を徹底的に仕込まれた時代だったと思う。弁護士となって20年以上たち他の職種の専門家と一緒に仕事をする度に、法曹としての専門性はまさにこの事実認定にあると肌で感じる人が多い。わたし達の間では当たり前のことでも他の職種の人には説明しないとわからないことがあるように感じるが、それは法律に基づいて判断する習慣と事実に向き合う姿勢の厳しさからくるように思う。湯島と実務修習あわせて2年間の修習期間を通じてたたき込まれたことは、法曹の一人として生きるその後の基礎となっている。